

○長門市マンホール蓋デザイン使用に関する要綱

(令和 8 年 7 月 1 日上下水道局告示第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、長門市マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの定義)

第 2 条 デザインは、別図のとおりとする。

(使用承認)

第 3 条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマンホール蓋デザイン使用承認申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市が業務のため使用するとき。
- (2) 国や地方公共団体、又は公共的団体が公共目的で使用する時。
- (3) 報道機関等が市の事業等に関する報道の目的で使用する時。
- (4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第三者へ広く公開しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用において適当と認める時。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容を審査し、その可否を決定し、マンホール蓋デザイン使用（変更）承諾・不承諾通知（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

4 申請者は、届け出た内容を更新・変更する場合は、その都度、市長へ申請書に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければならない。

(使用期間)

第 4 条 前条の規定による使用承認の期間は 1 年以内とする。

2 前条第 2 項の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）であって、前項の規定による使用期間満了後に継続してデザインを使用しようとする場合は、あらかじめ、前条に規定する使用承認を受けなければならない。

(使用の報告)

第5条 使用者は、当該使用承認に係る物品が完成したときは、その完成見本を市長に提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、その写真データの提出をもって代えることができる。

2 使用者は、当該使用承認に係る使用期間が満了したときは、マンホール蓋デザイン使用状況報告書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（使用条件）

第6条 市長は、デザインの使用が次の各号いずれかに該当する場合は、デザインの使用承認をしない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、市のPR、市の下水道に対する理解を深めるもの、市の産業振興等の実現に特に効果があると市長が認める場合は、その限りではない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がデザインの使用を不適當と認めたとき。

（権利設定等の禁止）

第7条 使用者は、デザインについて、商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（使用違反等に対する措置）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その使用承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (2) 使用承認を受けた用途以外の用途に使用したとき。
- (3) 第6条又は第7条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、デザインの使用に関し使用承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の命令に従わなかったとき。

2 市長は、使用承認の全部又は一部を取り消したときは、当該使用者に対し、マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、当該使用者に対し、当該使用に係る物品の回収その他の必要な措置を行うよう求めることができる。この場合において、当該使用者は、直ちにその求めに応じなければならない。

（責任の制限）

第9条 前条の規定によりデザインの使用承諾の取消及び物品の回収その他の必要な措置を行った場合において使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用について使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

（使用料）

第10条 デザインの使用料は、無料とする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

マンホール蓋デザイン使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第3条関係）

マンホール蓋デザイン使用（変更）承認・不承認通知

[別紙参照]

別記様式第3号（第5条関係）

マンホール蓋デザイン使用状況報告書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書

[別紙参照]

別図(第 2 条関係)

[別紙参照]

別図（第2条関係）

地区・名称	旧長門市（青海島・黒松）	地区・名称	旧長門市（くじら）
			
地区・名称	旧長門市（青海島・ナツミカン）	地区・名称	旧長門市（さる）
			
地区・名称	旧長門市（ホタル）	地区・名称	旧長門市（南条踊り）
			

地区・名称	旧三隅町（サツキ）	地区・名称	旧日置町（ハマユウ）
			